

○高知県警察本部ヘリポート等管理運用規程

平成12年 5月15日

高知県警察本部訓令第11号

改正 平成17年 4月 1日高知県警察本部訓令第14号

平成20年 8月20日高知県警察本部訓令第22号

平成22年 3月26日高知県警察本部訓令第 2号

平成23年 3月 7日高知県警察本部訓令第 6号

警察本部

警察署

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 ヘリポート等の管理(第6条—第14条)

第3章 ヘリポート等の運用(第15条—第25条)

第4章 非常時等の対策及び措置(第26条—第29条)

第5章 記録及び保存(第30条—第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)に基づき、高知県警察本部ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)及びヘリポートに付属する施設の管理及び運用について必要な事項を定め、もってこれを使用する回転翼航空機(以下「航空機」という。)の運航の安全を確保することを目的とする。

(準拠)

第2条 ヘリポート及びこれに付属する施設の管理及び運用については、航空関係法令、高知県警察庁舎管理規程(平成13年本部訓令第14号)その他の法令によるもののほか、この規程の定めるところによる。

一部改正〔平成17年本部訓令14号〕

(定義)

第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「ヘリポート」とは、着陸帯及びこれに付属する施設等(航空灯火施設を除く。)をいう。

(2) 「航空灯火」とは、飛行場灯火及びヘリポートに設置された航空障害灯をいう。

(3) 「航空灯火施設」とは、航空灯火及びこれに付帯する電気設備等をいう。

(4) 「ヘリポート等」とは、ヘリポート及び航空灯火施設をいう。

(設置、管理、種別)

第4条 ヘリポートは、法第38条第1項に基づき高知県知事が設置し、本部長が管理する陸上ヘリポート(非公共用)である。

(使用目的)

第5条 ヘリポートは、次に掲げる目的以外の目的で使用してはならない。

(1) 緊急を要する災害、事故等の発生時における緊急救助及び情報収集のために使用するとき。

(2) 迅速性及び機動性を必要とする犯罪捜査及び重要被疑者の護送のために使用するとき。

(3) 各種訓練のために使用するとき。

一部改正〔平成23年本部訓令6号〕

第2章 ヘリポート等の管理

(管理責任者)

第6条 ヘリポート等の管理責任者(以下「管理責任者」という。)には、県本部装備施設課長をもって充てる。

2 管理責任者は、本部長の指揮を受け、ヘリポート等の管理に当たるものとする。

一部改正〔平成17年本部訓令14号・23年6号〕

(管理責任者の業務)

第7条 管理責任者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ヘリポート等の整備及び機能維持に関すること。

(2) ヘリポート等の警備に関すること。

(3) 国土交通大臣が実施する定期検査等に関すること。

(4) ヘリポート等管理のための予算に関すること。

(5) その他ヘリポート等の管理に関すること。

一部改正〔平成17年本部訓令14号〕

(設置基準の維持)

第8条 管理責任者は、ヘリポート等を航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第79条及び第117条の設置基準に適合しているかどうか定期的に検査しなければならない。

2 管理責任者は、前項の検査の結果、設置基準に適合しない状態を認知したときは、速やかに回復の措置を執らなければならない。

(禁止行為)

第9条 ヘリポートにおいては、次の各号に掲げる行為を禁止する。ただし、管理責任者の承認を得た場合はこの限りでない。

- (1) 航空機の運航以外の目的に使用すること。
- (2) ヘリポートの使用に関係ない者が立ち入ること。
- (3) 物品を集積又は投棄すること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 航空機の給油及び排油作業を行うこと。
- (6) 前各号のほか、ヘリポート等の機能を損なうおそれのある行為をすること。

2 管理責任者は、前項に定める禁止行為のうち必要な事項を、ヘリポートの入口の適切な位置に制札をもって掲示するものとする。

(供用の休止)

第10条 管理責任者は、ヘリポート等の供用を休止しようとするときは、法第45条の規定に基づき、少なくともその7日前までに国土交通大臣に届け出なければならない。

一部改正〔平成17年本部訓令14号〕

(重要な変更)

第11条 管理責任者は、法第43条に規定されたヘリポート等の重要な変更を行うときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成17年本部訓令14号〕

(航空灯火施設の保安管理)

第12条 管理責任者は、航空灯火施設に関する事故を防止するため、次の各号に掲げる保安措置を執らなければならない。

- (1) 管理に当たる職員(以下「灯火管理職員」という。)を指名し、業務遂行上必要な教養及び訓練を行うこと。
- (2) 航空灯火制御盤及び航空灯火遠方操作盤の適切な位置に回路の系統図を表示するとともに操作手順及び操作に当たっての注意事項を掲示すること。
- (3) ヘリポート管理室には、灯火管理職員以外のものが単独で立ち入らないよう立入禁止の表示をすること。

(航空灯火施設の保守・点検)

第13条 航空灯火施設の保守・点検の種類、実施時期及び点検要領は、次の各号に定めるとおりとし、管理責任者の指示を受けて、灯火管理職員が行うものとする。

- (1) 定期点検

毎月実施する月例点検及び毎年実施する年次点検に区分し、別表第1の航

空灯火施設保守要領に基づき行う。

(2) 臨時点検

電気設備等に異常を認めるとき又は庁舎の電源関係事故等により機器等に悪影響があると認めるときは、定期点検の要領に準じて点検を行う。

(航空灯火の取替等)

第14条 管理責任者は、航空灯火の断芯その他機能が疑わしいときは、速やかに予備品と取り替えなければならない。

2 管理責任者は、前項の事態に対応するため、別表第2の予備品リストに規定する予備品を備え付け、その数量に不足が生じたとき、又は不足を生じるおそれがあると認めるときは、速やかに調達し定数を維持しなければならない。

第3章 ヘリポート等の運用

(運用責任者)

第15条 ヘリポート等の運用責任者(以下「運用責任者」という。)には、県本部地域課長をもって充てる。

2 運用責任者は、本部長の指揮を受け、ヘリポート等の運用に当たるものとする。

一部改正〔平成23年本部訓令6号〕

(運用責任者の業務)

第16条 運用責任者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機の離着陸の監視及び援助に関すること。
- (2) ヘリポート等の日常点検に関すること。
- (3) ヘリポートの運用調整に関すること。
- (4) ヘリポートの立入許可に関すること。
- (5) 飛行場灯火、監視装置等の運用に関すること。
- (6) 消火救難訓練に関すること。
- (7) その他ヘリポート等の運用に関すること。

(運用時間)

第17条 ヘリポートの運用時間は、24時間とする。

(離着陸の許可)

第18条 運用責任者は、第5条の規定に照らし、ヘリポートの使用目的が適当と認められる航空機に対し、ヘリポートの離着陸を許可することができる。

2 運用責任者は、前項の許可を行うに当たり、当該航空機が県警察に所属する航空機以外の航空機である場合は、事前に本部長の承認を得なければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

一部改正〔平成23年本部訓令6号〕

(使用航空機の条件)

第19条 ヘリポートを使用できる航空機は、次の各号に掲げる条件を満たす航空機とする。

- (1) 機体最大投影面の長さ17.5メートル以下及び幅14.16メートル以下であること。
- (2) 最大離陸重量6.5トン以下であること。

(使用の禁止)

第20条 運用責任者は、次の各号に該当する場合は、ヘリポートの使用を禁止しなければならない。

- (1) ヘリポートの改修工事が実施される場合
- (2) 強風時その他離着陸に支障のある気象条件の場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、運用責任者が不相当であると認める場合

(遵守事項)

第21条 ヘリポートを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人員の乗降、荷物の積卸し及び航空機の停留は、着陸帯で行うこと。
- (2) 航空機をエンジン停止状態で停留する場合は、所定の係留環に係留すること。
- (3) 航空機の離着陸を監視する職員(以下「監視職員」という。)及びその他の関係者は、離着陸の間ヘリポート上に位置しないこと。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、運用責任者が指示すること。

(離着陸時の措置)

第22条 運用責任者(執務時間外は当直責任者)は、航空機の離着陸に際しては次の各号に掲げる措置をして運航の安全を確保しなければならない。

- (1) 監視装置(遠隔制御式ヘリポート監視テレビカメラをいう。以下同じ。)及び監視職員の配置により、離着陸の状況を監視するとともに、関係者の誘導に当たること。
- (2) 気象状況等を航空機に連絡して離着陸を援助すること。

(航空灯火の運用等)

第23条 航空灯火の点消灯は、運用責任者の指示を受けて、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 夜間においては、着陸予定時刻の1時間前に各灯火が点灯することを確認し、少なくとも着陸10分前には点灯する。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 夜間においては、航空機の離陸後5分間は点灯を継続する。

(3) 前各号のほか、航空機から点灯の要求があった場合又は悪視程等で点灯が必要と認めた場合に点灯する。

一部改正〔平成20年本部訓令22号・22年2号〕

(機長の措置)

第24条 ヘリポートの離着陸を許可された機長は、運用責任者に対し、離着陸の予定時刻その他必要な事項を事前に連絡するものとする。

(日常点検)

第25条 運用責任者は、航空機の離着陸に支障がないことを確認するため、ヘリポート等の日常点検を行わなければならない。

2 前項の点検は、職員又は監視装置により行うものとする。

第4章 非常時等の対策及び措置

(非常時等の対策)

第26条 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の事故に備え、別表第3の消火救難施設一覧表に定める設備を備え付け、定期的に点検してその機能を維持しなければならない。

2 運用責任者は、前項の事故に備え、関係職員に対し、消火救難設備に関する教養を行うとともに、定期的に消火救難訓練を実施しなければならない。

(改修工事等を行う場合の措置)

第27条 管理責任者は、ヘリポート等の改修、補修工事を行うためヘリポートの運用を一時停止するときは、標識を設置する等の保安上必要な措置を講じなければならない。

(障害発生時の措置)

第28条 管理責任者は、天災その他の事故により、ヘリポートにおける航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたとき、又は飛行場灯火の運用に支障が生じたときは、航空の危害を防止するため直ちに必要な措置を執り、遅滞なく本部長に報告するとともに、国土交通大臣に連絡しなければならない。これらの障害が回復した場合も同様とする。

一部改正〔平成17年本部訓令14号〕

(事故発生時の措置)

第29条 ヘリポートにおいて航空機の火災等の事故が発生したときは、監視職員にあっては直ちに負傷者の救護及び消火活動を行うとともに、県本部通信指令課へ通報を行い、県本部通信指令課員にあっては別表第4の緊急時の連絡系統に基づき、直ちに関係機関等に連絡しなければならない。

全部改正〔平成20年本部訓令22号〕、一部改正〔平成22年本部訓令2号〕

第5章 記録及び保存

(管理の記録及び保存)

第30条 管理責任者は、次の各号に掲げる記録簿を作成し、航空灯火施設の管理その他必要な事項を記録するとともに、当該各号に定める期間、記録簿を保存しなければならない。

- (1) 施設原簿(永年)
- (2) 月例点検表(3年)
- (3) 年次点検表(3年)
- (4) 事故記録簿(10年)
- (5) 部品取替簿(3年)

2 管理責任者は、ヘリポートに関する各種の検査及び処置事項について運用責任者に通報しなければならない。

(運用等の記録及び保存)

第31条 運用責任者は、ヘリポート等業務日誌を作成して、ヘリポート等の運用、日常点検、管理責任者の実施した検査の結果、その他必要な事項を記録し、1年間保存しなければならない。

(記録簿の様式)

第32条 前2条に掲げる記録簿の様式については、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月20日高知県警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月7日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(別表省略)